

運用指針

第2条 - 口 現場特有の状況に対応するための創意工夫

汚染土の発生量の削減及び処理方法の見直し

横浜横須賀道路佐原IC～馬堀海岸IC間位置図

横浜横須賀道路佐原IC～馬堀海岸IC間の概要

- ・末端であった佐原ICに集中する交通を分散し、横須賀市南東部地域における現道の交通混雑の緩和や沿道環境の改善につながる。
- ・一般国道16号に直接接続することでバイパスとしての機能が一層強化され、三浦半島地域の基幹交通軸として半島南部から横浜市及び首都圏中心部への利便性の向上が図られる。



当初計画〔汚染土壌の処理方法〕

建設中に地山から、環境基準を上回る砒素を確認

調査内容	環境基準	浦賀地区	馬堀地区
土壌含有量調査	150mg/kg	4.68mg/kg	4.43mg/kg
土壌溶出量調査	0.01mg/リットル	0.038mg/リットル(max)	0.039mg/リットル(max)
地下水調査	0.01mg/リットル	0.001mg/リットル未満	0.001mg/リットル未満

- ・ 検出された地層が新第三期・中新世三浦層群逗子泥岩で、発生現場周辺の土地利用から人為性は考えられず、土壌含有量も自然的レベルの範囲内(上限値の目安:39mg/kg)であることから、自然由来の砒素と断定
- ・ 自然的原因によるもので、「土壌汚染対策法」の対象にならないが、人や周辺環境への暴露によるリスクは人為的原因によるものと同様である

「土壌汚染対策法」に準じた措置が必要

汚染土処理方法の計画

「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(暫定版)」及び土壌汚染対策法施行規則に準じて処理を計画

本線盛土内に遮水シート等を用い、封じ込めて、処理

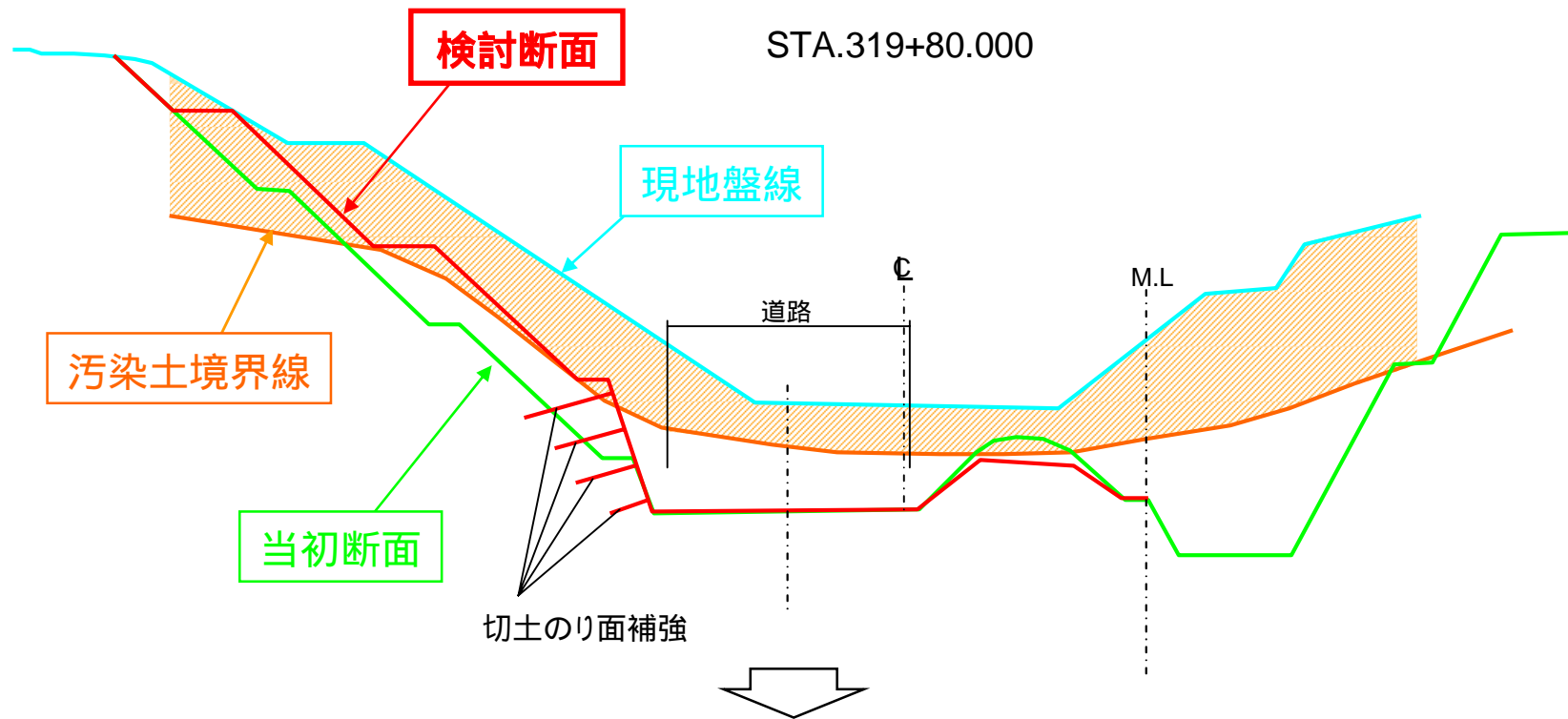
本線盛土で処理しきれない汚染土壌については、産廃施設の状況、経済性等からセメント原料化施設へ搬出し、焼却処理

発生する汚染土壌量	約17万 ³ m
本線盛土として処理	約6万 ³ m
セメント原料化施設で処理 (参考:処理費 約4万円/m ³)	約11万 ³ m

汚染土壌の処理費用縮減のための取組み

セメント原料化施設への搬出及び処理費用が膨大になるため、汚染土壌の処理費用を縮減するための取組みを実施

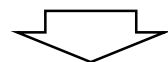
【取組内容】汚染土の発生量を極力抑える



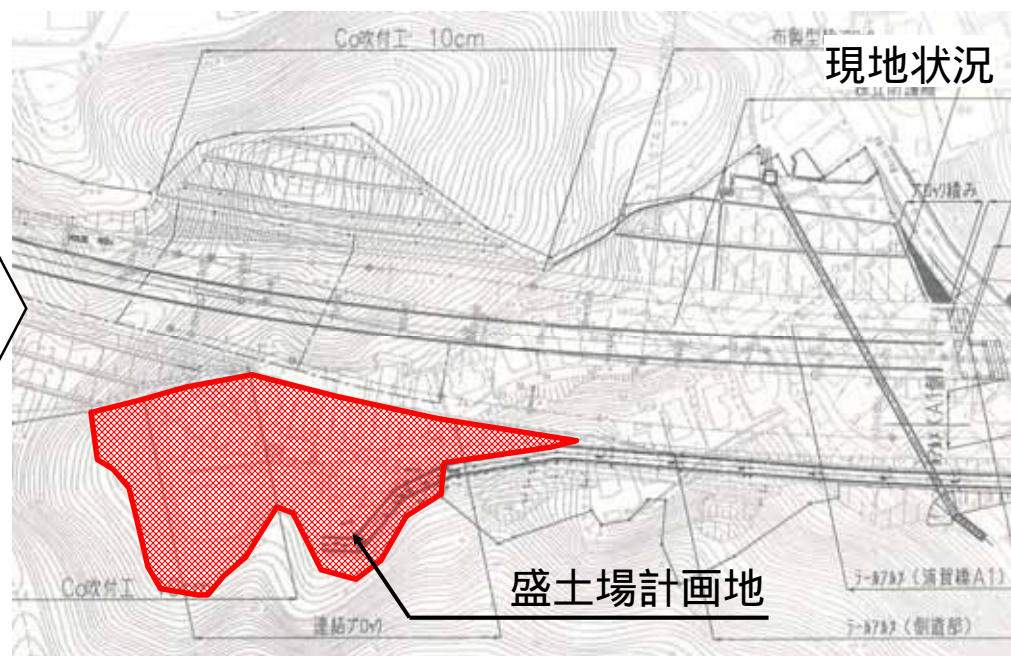
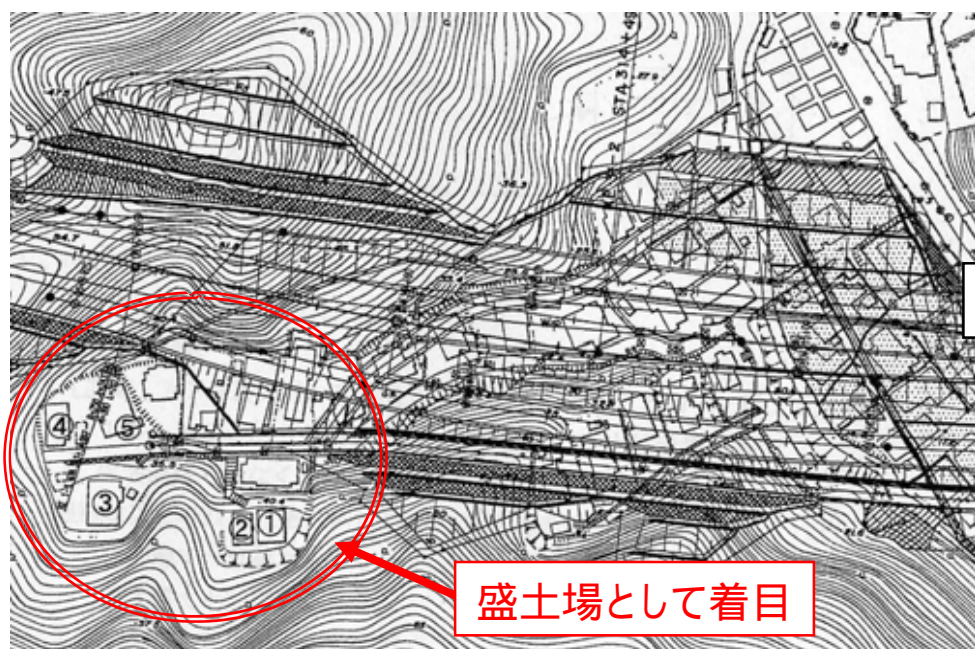
切土のり面補強を施工することにより、切土のり面勾配の変更

汚染土壌の処理費用縮減のための取組み

【取組内容】汚染土の処理方法の検討



本線により隣接する谷部に着目し、汚染土の盛土場として用地を確保



汚染土壌の処理費用縮減のための取組み

取組内容に対する課題

地元行政や周辺住民の同意が必要
汚染土壌処理についての安全性の確保

課題 : 地元行政や周辺住民の同意が必要

[取組内容] 地元行政、周辺住民へ協議を実施

H18.1.30 学識経験者を入れた現地検討会を開催

H18.2.21 東日本高速道路(株)が横須賀市に「土壌調査結果等の報告」文書を提出

H18.3.25 ~ 地元町内会に説明を実施。
CG等を用いた説明資料及び学識経験者の意見を踏まえ、分かり易く、丁寧に説明をすることにより、地元の不安を払拭し、地元住民からの同意を得る

H18.4.4 ~ 汚染土盛土場の地主に対し、用地買収の可否について確認し、同意を得る

H18.4.8 ~ 同地の借家人(5軒)に対し、移転の可否について確認し、同意を得る

H18.4.15 ~ 用地交渉開始。用地測量・建物調査開始

H18.7 土地売買契約締結

汚染土の処理について丁寧に協議を行った結果、地元住民及び横須賀市の同意を得て、汚染土処理の盛土場を確保

汚染土壌の処理費用縮減のための取組み

課題 : 汚染土処理についての安全性

[取組内容]

汚染土壌の暴露対策として、切土部においてコンクリート吹付け(10cm)を実施

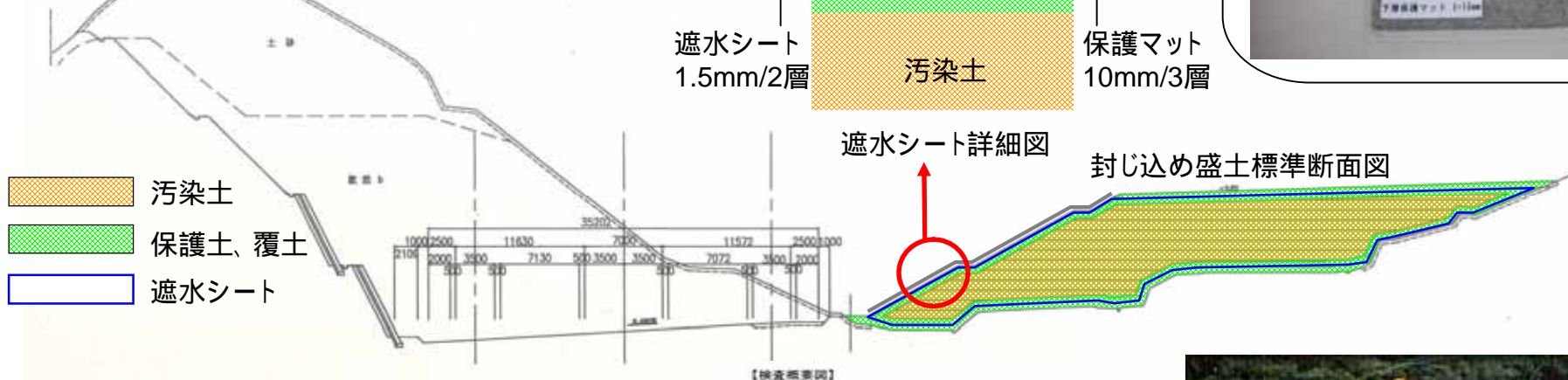
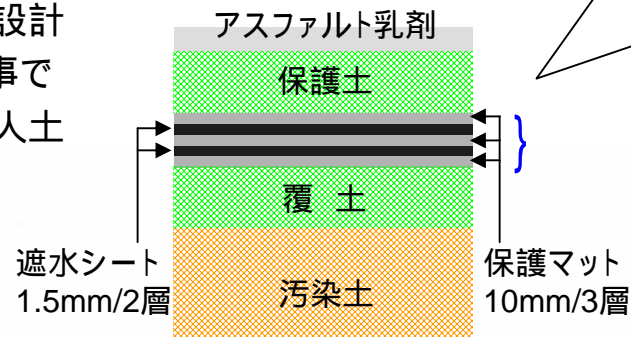
上記対策により、切土部の汚染土から砒素の流出を防ぐことが可能



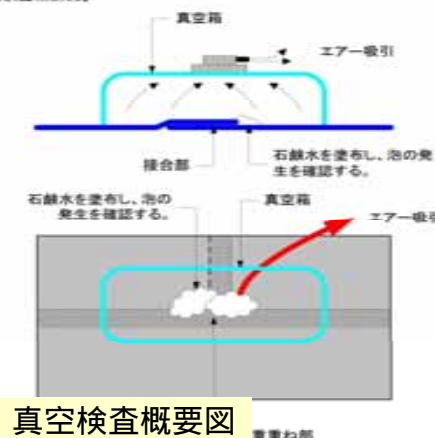
汚染土壌の処理費用縮減のための取組み

本線に隣接する汚染土盛土場における安全性の確保

・盛土施工は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領【(社)全国都市 清掃会議】」及び、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル【独立行政 法人土木研究所】」に準じて施工



- ・品質管理上、遮水シートの接合部分の可否が重要となるため、真空検査(負圧検査)を実施
- ・盛土表面にアスファルト乳剤を散布(散布量 0.25 l/m^2)し、粉塵飛散を防止(雨水等の浸透抑制効果も期待)



真空検査概要図



アスファルト乳剤散布状況

汚染土壌の処理費用縮減のための取組み

汚染土盛土場の周辺環境への影響に対するモニタリングを実施

- ・土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌による封じ込め盛土を実施した箇所の周辺の下流側の地下水を観測井により定期的(年4回以上)に測定し、地下水基準(0.01mg/リットル)を超過していないことを確認(法律上、完成後2年間継続)

基準値	0.0100mg/リットル
定期管理(max)	0.0053mg/リットル(H19.8.31)

汚染土壌の処理について安全性が確保されている



汚染土の発生量の削減と処理方法の見直しによる処理費用の縮減

経営努力要件適合性について

汚染土の発生量の削減と処理方法を見直すことにより、汚染土を安全に処理出来たことは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

申請された会社の経営努力
汚染土の発生量の削減と処理方法の見直しによる汚染土の処理費用の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ、申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫